

長 第 890 号
平成19年11月12日

各老人福祉施設の施設長
各介護サービス事業所の管理者 殿
各介護老人保健施設の管理者

山形県健康福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

スギヒラタケの摂取について

標記については、平成18年9月28日付け長第718号等により、腎機能の低下していない方々も含めた一般の方に対し、スギヒラタケの摂取を控えるようお願いしているところですが、今般10月に、新潟県内でスギヒラタケの摂取歴がある方の急性脳症の疑い事例について情報提供されたところです。

つきましては、引き続き、給食等の際にはスギヒラタケの使用を見合わせるようお願いいたします。

事業サービス担当 荘司

TEL 023-630-3124

FAX 023-630-2271